

再エネ発電設備の環境アセスメントの 適正化に向けた検討について

令和3年6月15日

産業保安グループ 電力安全課

これまでの主な経緯（令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書を受けた検討状況等）

- 2020年10月26日、菅内閣総理大臣より「**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**」ことが宣言。カーボンニュートラル社会の実現のためには**再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入**が非常に大きな鍵。それを円滑に進めていく上で**環境への適正な配慮と地域との対話プロセスは不可欠**であり、環境影響評価制度の重要性は高まっている。
- こうした中、2020年12月1日に内閣府特命担当大臣（規制改革担当）主宰で開催された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件の見直し等も指摘。
- 環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件について、経済産業省・環境省が設置した「**再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会**」において、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、第一種事業の、現行法下における**適正な規模要件は5万kWとされた**ことを受け、必要な措置を迅速に講じる。
- また、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応及び適正な運用に向けた取組について、引き続き検討中。

(1) 風力発電所に係る環境アセスメントに関する規模要件の見直しについて

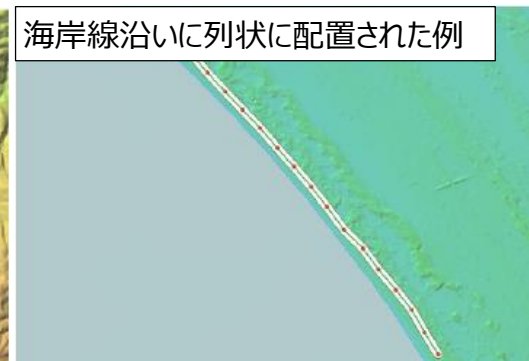
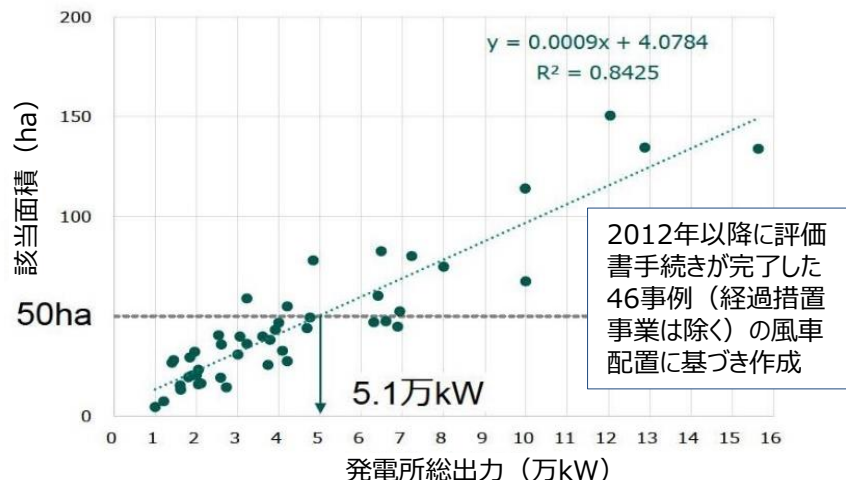
- 法の対象とすべき「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、最新の知見に基づき、適正な規模を検討することが必要。
- 規模要件の見直しの具体的考え方として、風力発電所は、設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的な事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲の面積を想定。面的事業の100haをメルクマールとしつつ、風力発電設備がタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいという事業特性も踏まえて、より厳しい50ha相当の出力規模を設定。この考え方に基づき、評価書手続が終了した46事業について分析した結果、**第一種事業の適正な規模要件は5万kW以上**となった。

→ 所要の法制上の措置を迅速に講じる。

- 法対象とならない事業に対しては、地域の実情に応じて、条例による適切な手当がなされるよう、国として必要な支援を行うこと、また、引き続き、風力発電の特性に応じた環境影響評価の適正な制度及び運用のあり方について検討する必要がある（次ページ参照）。

線的事業とみなした面積※と風力発電所の総出力の関係

※列状に配置された各設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲



(2) 検討課題とスケジュール

- 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、**効果的・効率的なアセスメントの運用強化**について、令和2年度に得た結論を運用に反映する。
 - ① **環境影響評価図書の継続的公開の徹底**（地域とのコミュニケーション促進、事業の信頼性向上）
 - ② **さらなるスコーピング機能の強化**（立地特性や事業特性に応じたメリハリある環境影響評価の促進）
 - ③ **事後調査の強化とその成果の活用**（環境影響評価の不確実性を補い、環境影響に係る知見を蓄積し、その活用の取組を推進）
 - ④ **環境情報の提供とゾーニングの促進**（環境情報の収集・提供を強化し、環境影響の未然防止のための適切な立地誘導、保全措置に係る取組を推進）

→ **令和3年度から運用に反映**
- 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る**制度的対応の在り方**について迅速に検討・結論を得る。
 - ① **より幅広いスクリーニングの導入**（規模によらず立地等により大きな環境影響が懸念される事業を適切にふるいにかけてアセスメント手続を実施する幅広いスクリーニングの導入）
 - ② **簡易かつ効果的なアセスメント手続きの導入**（現行法の手続よりも簡素化された手続とするなど、環境影響の程度に見合った形のアセスメント手続の導入）

→ **令和3年度に検討を開始、令和4年度結論**

環境影響評価法第2条の対象事業の整理について

【趣旨】

- 環境影響評価法においては、風力発電事業が平成24年に、太陽電池発電事業が令和2年に、それぞれ対象事業として新たに追加され、環境影響評価手続は、地域における再エネ導入に向けた合意形成の促進に寄与してきた。
- 一方で、近年、これらの事業については、再エネの導入が進められる中において、参入する事業者や土地活用・構造物の形態等の多様化が進んでおり、例えば、実態は1つの事業であるにも関わらず、事業の分割を行う等により、環境影響評価法の対象から逃れているのではないかと疑われる事案等が生じている。
- このような状況を踏まえ、風力発電所や太陽電池発電所などの発電事業に係る環境の保全について適正な配慮を確保する環境影響評価制度の適正な運用のあり方について、検討を行う。

【検討事項】

- 一連の事業として捉えるべき範囲の検討
- 例えば、「環境影響評価の対象事業となる「同一発電所」や「同一工事」の考え方（平成25年4月）」の精査

【検討スケジュール】

- 令和3年6月中 第1回（論点・検討事項等の整理）
- 7月中に結論。